[学術論文]

『記・紀』隼人関係記事の再検討(二)

Rethinking the historical document regarding to Hayato in Kojiki and Nihonshoki, Part II

原 口 耕一郎

Koichiro HARAGUCHI

Studies in Humanities and Cultures

No. 15

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 15号 2011年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY NAGOYA JAPAN JUNE 2011

【学術論文】

『記・紀』隼人関係記事の再検討(二)

原口 耕一郎

· 次

はじめに(以下、本誌九号

. 『記・紀』の隼人関係記事

天皇号の成立と日本型中華思想

豆、既存の学説①――隼人の時間的範囲四、既存の学説①――隼人の時間的範囲

五.既存の学説②――隼人の空間的範囲

六.擬似民族説と隼人

七. 考古資料と隼人 (以上、本誌九号)

畿内隼人について (以下、本号)

九.『書紀』出典論をめぐる近年の動向

一〇.天武朝より前の隼人関係記事を検討する

一一・むすび (以上、本号 完結)

も史実性を認めようとする理解である。
もう一つは、天武朝より前の時期の記事になっているといえよう。もう一つは、天武朝より前の時期の記事にりに信を置くことができるとする理解であり、これは現在の通説にりに信を置くことができるとする理解であり、これは現在の通説にから準人は登場する。この隼人関係記事の信憑性をめぐって、大きから隼人は登場する。この隼人関係記事の信憑性をめぐって、大きのと実性を認めようとする理解である。

人間文化研究 15 二〇一一年

理解において中核的なテーゼをなす、「隼人とは政治的概念であ 学研究者の見解を踏まえながら行う。さらに畿内隼人の成立につい 漢籍や中国思想により潤色/造作を受けていることを明らかにする ての隼人の姿が明らかにされるであろう。このような、 わち日本型中華思想の高まりの中で、政治的に創出された存在とし て触れる。その結果、『記・紀』編纂時における政治的状況、 の明確化を行う。次に考古資料と隼人概念との対比を、最近の考古 目的である。まず、文献上にあらわれる隼人像を整理し、 ものである。 については、ストレートには信を置きがたいことを論じようとする かり、『記・紀』に史料批判を加え、天武朝より前の隼人関係記事 る」という主張を確認したうえで、天武朝より前の隼人関係記事は 小論は、これまでの隼人研究史を回顧し、隼人概念の明確化をは つまり、 可能な限り通説の擁護を目指すことが小論の 現在の隼人 隼人概念

日本書紀 キーワード:隼人、古代南九州、夷狄、古代天皇制、中華思想

承前

隼人および出典論について論じた5°。これは小論とも重なりあうことお、発表の順序が前後してしまったが、私はいわゆる「日向神話」と小論「その (一)º』(以下、前稿) に引き続いて論じていきたい。な

も多いため、あわせて参照していただけると幸いである。

八.畿内隼人について

私は考えるからである。 その始期の違いに由来するものと考えられるとされた。さらに、 いないと考えられる、とされた記。 記法が定められた時期と、 は八世紀以降の史料に、「小月隼人」「葛野隼人」(以上、平城京出土木 な例ではなく人名に「隼人」が使用された例を探してみると、 漢字表記に多様性があるが、ハヤトについては『万葉集』に一例「早 エミシやクマソについては、 始される時期を検討する中で、 重要な指摘を紹介しておきたい。 人についてのきわめて重要な指摘であると思う。 れており、このことについては、ある種法的な規制を受ける公式な表 人名としてエミシが使用された例は、 人」□が確認されるほか、あとはすべて「隼人」表記であり、 本章では畿内隼人について考察するが、その前に前稿発表後に得た 「次田隼人」(以上、正倉院文書)の三名が知られるのみであるが (ヒ) ト」という言葉すら存在しなかったことが示唆されると 天武朝より前の時期には、「隼人」 天武朝に隼人という「制度」が開始されると ハヤトの呼称の始期は大きくは隔たっては 蝦夷、毛人、熊襲、 以下のような指摘をなされた。 永山氏は隼人という名称/呼称が開 以上のような永山氏の指摘は、 大化前代から三〇名以上が知ら 表記はもちろんのこと、 熊曾、 なぜなら、これらの 球磨曽於など 、現状で これは まず、 姓的 隼

とせざるをえないい。とせざるをえないい。という言葉も生まれたとは考えられないだとはに、「ハヤ(ヒ)ト」という言葉も生まれたとは考えられないだとせざるをえないい。という言葉も生まれたとは考えられないだとせざるをえないい。という言葉も生まれたとは考えられないだとせざるをえないい。

日が集まることも多い。 目が集まることも多い。 と称では本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南 とれでは本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南 とれては本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南 とれては本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南 とれては本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南 とれては本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南

「隼人」の畿内への移住が古墳時代までさかのぼることを示唆する。り針など)、京都府綴喜郡大住郷近辺の横穴墓群、これらの存在は、次のようなものである。和歌山市で発見された禅姿で入墨のある力士次のようなものである。和歌山市で発見された禅姿で入墨のある力士次のようなものである。和歌山市で発見された禅姿で入墨のある力士と記録して永山氏が反論されているので、詳細については註に示したこれについては代表的な議論として森浩一氏によるものがあり、そ

=

属しているのである。

祖先は服属するが、

きたのであろう。私見を付け加えると、

人はみあたらない。ただし、

阿陀の項目には、

例えば伯耆国日野郡阿太郷に隼人が住んでいるという話は聞いたこと 名な阿陀の地名を阿多隼人が持ち込んだなど、ありえるのだろうか。 竹製品を作れば隼人だということにはならない。 隼人と鵜飼の関わりを明証する根拠はなく、また大和国でも比較的有 があるからといって、隼人の存在証明にはならない。 を着けていたり入墨をしていたという明証はない。 これに対して永山氏は以下のように反論⁵される。 もともとアダという地名だった場所に、「大隅隼人」 さらに河川で簗を用いて漁をする人々がいたとして、 あまり隼人と相撲を結び付けないほうが良い。また隼人が褌 延喜隼人司式に竹細工の規定があるからといって、 これを隼人に結びつける説もある®。 そもそも隼人は東征以前に このふたつは別の氏族だと考えた方が良いであ 隼人と相撲の関わりを示す史料は、 当地にアダの地名を持ち込んだはずの阿多隼 大角隼人はみえる。この点からおそらく 隼人と簗漁の関わりを示す明証的な根 確かに紀伊に畿内隼人が居住して 神武東征において鵜飼の祖が登 これ以降は史料にまったくみ 神武東征において阿陀の鵜飼 『新撰姓氏録』をみ 日 まず、 しかし、 したがって力士像 次に阿陀の鵜飼 向 が移住して 相撲と力士 において服 天武 そもそも それが 簗など した 59 0 わゆる る。 るが、 やや掘りさげたところに入口のある横穴を地下式横穴とみることがあ 連させてとらえることは適当でない。 族視するのは七世紀後半の天武朝のころからとされており、 墓制とする理解が早くからあったが、 は七世紀におよぶと考えられている。 は、 状も異なるという。 南山城の横穴墓は系譜的につながらないとされた®。 分が不明瞭である、 横穴墓は竪坑の確認例がなく床面は斜めに傾いており羨道と玄室の区 竪坑がなく床面は水平で羨道と玄室の区分が明瞭である、 り床面は水平で羨道と玄室の区分が明瞭である、 横穴墓および横穴墓と比較され、 あろう。上村俊雄氏は南山城地域の横穴墓について、 る。 ろう。 わっているかどうかについては態度を保留される。 に比定される。この地に「大隅隼人」が移配されたことはほぼ ところで前稿 次に綴喜郡大住郷の横穴墓についてみてみよう。 地下式横穴墓について、 南九州のものと直接関係するかどうか、 したがって、 「隼人計帳」 山城国綴喜郡大住郷は現在の京都府南部、 (七章) での検討において、 は、 鵜飼と隼人は直接的には関係しないものと思わ ただし上村氏は、 との観点から、 山城国綴喜郡大住郷のものであることが判明 「出現は五世紀前半にさかのぼ ①南九州の地下式横穴墓は竪坑があ 南九州の地下式横穴墓/横穴墓と ・・・・・・地下式横穴を日向隼人の 南山城の横穴墓に「隼人」 南九州の住民を隼人として異民 京都南部などにある地表面 南九州の地下式横穴墓 不明である」

『とされ ②南九州の横穴墓は また白石太一 京田辺市大住地 両者は天井の 南九州の 正倉院文書の

③南山城の

確実で

場するが5、

なぜ隼人と関わりがあるのか。

と隼人の関わりについてみてみよう。

いることがわかる5が、

一例のみ

(史料8・

15

であり、

像については、

延喜式の記載から、

両者を関

ŋ

郎

形

ごく一部しか重ならないのである。たしかに地下式横穴墓に関わる 内の横穴墓が南九州の地下式横穴墓と関連するか、考古学研究者の間 下式横穴墓に関わる多数の人々は隼人ではないのである。そもそも畿 分布する時間的・空間的範囲と、 で古墳時代の実態を反映するかはなはだ疑問であり、 う実効支配がなされたことは意味しない。 文化交流が存在したことを示すものではあっても、 である。 武朝より前に「隼人」が畿内に移住していたとの論拠とはならないの 定されたと考えることも十分可能である。したがってこれもまた、 内に移住した南九州の人々およびその子孫が、天武朝に隼人として設 でも見解が分かれているのであり、 人々の一部は は 古墳時代における畿内隼人の存在を肯定するのは困難である」『とさ 「しかし、異なる二地点における物質文化の類同は、 移住したという可能性を否定するものではない。 「隼人の墓制」といえそうにないことを確認した。 むろんこれは、 「隼人」とされた人々とつながるであろう。 「古代南九州の人々」が天武朝より前に畿内 隼人が 仮に両者が関連するとしても、 「存在」する同じ範囲とは 律令体制下の記述がどこま 強制移住をともな 考古資料により 地下式横穴墓の その両地域間に 北山峰生氏は しかし、 畿 地 天

ほど前、 宝寺遺跡出土成川式土器の壺について、 代中 次に大阪府八尾市から出土した成川式土器について触れる。 期 八尾市の久宝寺遺跡から成川式土器が出土した。 (五世紀中ごろ) の 集落跡から出土したという®。 胴部外面の粘土帯と底部付近 これは古墳 上村氏は久 〇年

持

れる。

まで、 が 五、 跡は、 れた64.64 なるのではなかろうか。 という言葉を、 妥当ではないもの考えられる。したがって、 \ \ \ 古墳時代から畿内に「隼人」が移住していた、ということにはならな 方へ、移住があった可能性も想定できよう。 かの交流があったことは確実であろう。この時期に南九州から近畿地 の間に、ヒトやモノの移動や流通の存在を想定することができ、 いないところに存在する。 県域を中心に出土し、一部は律令期にも下るという®。さて久宝寺遺 に至るまで、 器にはみられないとされ、 分布する時間的範囲と、隼人が存在するそれとは、 六世紀の南九州の人々」と考えることも可能であろう。隼人とはあく いのではなかろうか。 にタタキ調整が施されているが、このタタキ技法は南九州の成川式 人々もあったであろうが、「成川式土器=隼人の土器」との等式は :つ近: もちろん成川式土器を用いた人々の一部には、 畿内隼人居住地だとされる河内国萱振保から数キロしか離れて !畿地方在住の人々」と読み替えると、 いわゆる「律令国家」の時代の概念なのである。成川式土器が 六世紀からあったとしても、 般に成川式土器は、 南九州における土器の代表的存在であるとされ、 「古代南九州の人々」 仮に南九州の人々を畿内近辺に移住させる政策 近畿地方の横穴墓が南九州の横穴墓/地下式 よって、古墳時代中期に近畿地方と南 当地で「隼人」 弥生時代終わりから古墳時代の終わ それは「隼人」ではなく、 あるいは が製作した可能性を指 本章に登場する しかしだからといって、 誰もが納得できる議論と 「古代南九州に出自を 必ずしも一致しな 隼人と呼ばれた 鹿児島 五. 土

けての 本的な材料のひとつとなると思われるため、 なる議論の高まりを期待したい。 かなどといったことを検討することは、 横穴墓とつながるものであるのか、 九州からの搬入品であるのか、それとも当地で製作されたものなの 南九州と近畿地方との文化的・政治的関係を解明するための 久宝寺遺跡出土の成川式土器 古墳時代中期から律令期にか 考古学研究者によるさら は 根

治的位置付けをみてみよう。 最後に、 永山氏の分析によりながら、 八世紀代の諸史料に大隅氏は「隼人」と 隼人の豪族である大隅氏の 政

都

く

して登場する。

史料28『続日本紀』巻第三十 隼人麻比古、 正六位上大住忌寸三行並外従五位下。 位下薩摩公鷹白・加志公嶋麻呂並授 (十一月) 庚寅、 外正六位上薩摩公久奈都・曾公足麿・大住直倭、 天皇臨 軒。 神護景雲三年 大隅・ 薩摩隼人奏,,俗伎,。 ||外従五位上|。 自餘隼人等賜」物有」差。 (七六九) 正六位上甑 称徳天皇 外従五 上

(後略)

こでの 時に賜姓された諸豪族はすべて連姓で畿内豪族かと思われるため、 が 隅氏のみがもともと直姓であり、 隼人の豪族は阿多君、 たことを想定させる。 高いとされている。 史料9再掲 大隅直氏も畿内に移配された氏族であろうと思われる感 『日本書紀』 一般に君姓より直姓の氏族が、 薩摩君、 天武朝に大隅直氏は忌寸姓を授与されるが、 巻 九 曽君と君姓が主流であるが、 これはヤマト政権との関係が近かっ 天武天皇十四年 (六八六) 王権への従属度 ひとり大 同

人間文化研究

15

二〇一一年

六月乙亥朔甲午、 酒人連・倭漢連・ 大倭連・葛城連・凡川内連・ 河内漢連・秦連・大隅直・書連并十一 Ш 『背連・ 難波連

紀

,姓日,忌寸

わかる。 れたことを示していると考えられる® 隼人という「民族」がそれまでの王権との関係とは別の次元で設定さ 想定させるものであり、君姓である他の隼人系豪族とは区別されてい ものと、 住直倭」「大住忌寸三行」とふたつの大隅氏がみられる。ここから、 国左大舎人无位大隅直坂麻呂」なる人物がみえる。これは公務により 畿内に移住した大隅直氏が、 された大隅直氏であっても ることが分かる。 できる。 大隅国に残った大隅氏一族は天平年間以降も直姓のままであることが と思われるで。 へ往復する途中の大隅隼人だと考えられるが、史料28記事に、「大 大隅直氏は天武朝以前から畿内に移住していた可能性が高 大隅氏のみが直姓であることは、 畿内に移配されたものとの二系統に分かれていたことが確認 したがって、 さて、「天平十年 しかし、 天武一四年の賜姓の段階で大隅氏は大隅在住の 天武朝に畿内系諸豪族とともに忌寸を賜姓 「隼人」として扱われているということは いきなり忌寸を賜姓されるとは考えにく (七三八) 周防国正税帳」 ヤマト政権との長い関係を に、 Eいもの

から畿内に移住した(させられた) した時期やその理由は分からず、 畿内隼人とは、 後に隼人と呼ばれることになる南九州に出自をもつ人々が、いつ 天武朝に南九州の隼人とともに創出されたものであ かについては、 詳細は不明とせざるをえない® 現時点でははっき

る。

五.

後も畿内隼人だけは「隼人」として王権儀礼に参加し続けるで、後、南九州の人々を隼人と呼称する例は一例もみえなくなるが、そのなお、九世紀に入り南九州の人々を隼人だとする政策は停止され、以

九.『書紀』出典論をめぐる近年の動向

近池田昌広氏が『華林遍略』説を唱えられ、注目に値するで。最による『修文殿御覧』説が提起され、これが有力視されていたが、最『書紀』の粉本となった類書については、まず小島氏による著名な『書紀』の粉本となった類書については、まず小島氏による著名なの漢籍を自在に使いこなしていたと考えられていたが、小島憲之氏での漢籍を自在に使いこなしていたと考えられていたが、小島憲之氏では、の漢籍を自在に使いこなしていたと考えられていたが、小島憲之氏での漢籍を自在に使いこなしていたと考えられ、注目に値するで、最初の漢語を自由には、またが、一般の漢語を関係している。

考えられている。また、 際して、長文の記事が短文に改められたり、 ず、北宋の『太平御覧』(現存)一〇〇〇巻は、北斉の『修文殿御覧』 略』(散佚) 七二〇巻を半分に圧縮したものだとされており、 でいると考えられている。 るらしく、『修文殿御覧』の項目立てや文章をほぼそのまま飲み込ん (散佚)三六○巻を主要な藍本とし、これを三倍に拡大したものであ 類書は一般に書承関係があるとされ、以前の類書の項目立てや文章 次の類書にも受け継がれている場合が多いと考えられている。 初唐の『芸文類聚』(現存) 一〇〇巻の主要 さらに『修文殿御覧』 削られた文章もあったと は、 梁の『華林遍 それに ま

る、それぞれの類書に収録された文章の長短に関する特徴である『。ようになるが、長文、短文というのは、佚文や文献考証から推定されな藍本も、『華林遍略』だと考えられている。これを図示すると次の

客代までの文章は、もちろん多少の出入りはあろうが、『華林遍略』 『修文殿御覧』にも収録されていた可能性が高いのである。繰り返すと、『修文殿御覧』は『華林遍略』を半分にしたものであるから、『華本語』では長文だったものが短文に改められたり、削られた文章もあったものと考えられる。すなわち、『太平御覧』の文章に比較してあったものと考えられる。すなわち、『太平御覧』にはものであるが、『華林遍略』ということになるであった可能性が高いのであるが、『華林遍略』ということになるであったの出入りはあろうが、『華林遍略』ということになるであったの出入りはあろうが、『華林遍略』ということになるであったの出入りはあろうが、『華林遍略』には存在した文章もあったかもしれない、ということになるであった。

ない。さて、池田氏は、これまで『書紀』文飾の粉本のひとつと考え元を探り、当時の利用状況を推測していくほか、具体的な手立ては少どで確認される数少ない事例を除いては、現状では『書紀』等の文飾において日本列島へ伝来していたかについては、木簡や正倉院文書なところで、どのような漢籍が古代――ここでは『書紀』編纂時――

六

人間文化研究 15 二〇一一年

はめると、『太平御覧』

所収

『東観漢記』、

した文章もあったであろうと考えられる。

これをここでの議論にあて 范書の文章を考えるに、

と考えられ、

また、『太平御覧』にはなくても

所収の文章と比べ、『華林遍略』

所収の文章はより長文であった

『華林遍略』

には存在

たと考えられるため、『修文殿御覧』を主要な藍本とする『太平御

れば は、 されていたように思われる™。 島氏が范書と『書紀』の類似した文章の処理を、それが『芸文類聚』 だという。 とされており、とりわけ范書は『東観漢記』に大きく依拠しているの 書をはじめ諸家『後漢書』いずれも、 照しているとしても、 ろ『東観漢記』、 范書からの直接引用であるとは限らないということになる。 状況となっており、『芸文類聚』に収録されていないからといって、 をめぐっては、すでに『芸文類聚』説はそのままでは成り立ちがたい に収録されていない文章であったため、 ろうとの新説を出された™。 疑問を呈し、これまで同書に拠るとされていた『書紀』 られていた范曄『後漢書』(以下、 #林遍 『東観漢記』、 『修文殿御覧』さらに『華林遍略』にたどりつく『太平御覧』に 略』から『修文殿御覧』 『書紀』における范書の利用状況については、 それも類書所引のそれであるとされ、 范書の文章も収録されている。先にみたとおり、 直接引用ではなく類書を経由した間接引用であ 後漢代を対象とする史書については、 しかし『書紀』が利用した主要な類書 になる際に文章の圧縮・削除があっ 范書) について、その直接的利 『東観漢記』を参照して成った 范書からの直接引用であると 仮に范書を参 の記事は もともと小 元をたど むし 用 范

> ら触れておきたい に重要な論点を含んでいると思われるため、 重に検討されるべきであろうが、 ばならない、ということになろう。むろん池田氏の新説については慎 なくても『華林遍略』にはあった文章の可能性も考慮に入れなけれ 『華林遍略』においてはより長文であった可能性、『太平御覧』 『書紀』 出典論を考えるうえで非常 小論においても簡単なが に

は 0)

0 天武朝より前の隼人関係記事を検討する

敗北以降、 ずなのに、 来が語られているからである。 でに うではあるまい。 ずであるが、そのような記事はない、との理解があるで。 その契機となるような征討行動なり使者派遣なりが史料上に現れるは 天武一一年の と思う。なお、 より前の『記・ 『書紀』のテキスト世界は崩壊してしまう。 「隼人が朝廷に服属したことを示す」目的で強制されたのであれば さて、 「日向神話」 前章までの整理をもとに、 『書紀』 国内体制を整えるうえで、 『書紀』 記事 隼人天武朝初見説に対しては、 紀 なぜなら、 の叙述において天武朝で再度服属を促されたら 隼人関係記事に対して、 -特に海幸山幸神話 『書紀』のテキスト世界においては、す (史料8) をめぐって、 隼人は いよいよ小論の主題である天武朝 南九州などの未服属集団に対 「 目 向神話」 ―において隼人の服属の由 具体的な検討を加えたい 例えば永山氏は、 その で服属を誓ったは もしこの朝貢が 「初見」とされる しかし、 白村江 そ

記 紀 隼人関係記事の再検討

代 政府から朝貢を促す等のアプローチがあったのではないかと想定され は『書紀』にはあらわれない。"歴史的事実"と『書紀』の語る"古 ている78 の距離については、 私も歴史的事実としてはその通りだと考える。 慎重に見極められなければなるまいで。 ただしそれ

されていないことをご了承願いたい なお、本章の考察は、 立論の都合上、 各記事の検討が年代順にはな

■史料4記事の検討

事であることは疑いあるまい」と、 体が考えられないことであるし、 事について、 とは考へられぬ」と指摘された®。また、 於いて外夷の来朝を記す場合の筆法と、全く同じであるのみならず、 ハヤトをエミシと並べて書いてある点から見ても、事実の記録である のであるから、これは編者が中国風の夷狄朝貢思想から構想した記 津田左右吉氏は史料4・5・7記事について、「シナの所謂正史に 「北の蝦夷と南の隼人とが同時に内附したということ自 具体的な事実は何一つ記されていな 造作された記事であると指摘され 坂本太郎氏も史料4・5記

新編日本古典文学全集本の注釈に基づきながらみてみたい さて、 この史料4記事については、 以下、 その前後の記事とともに、

史 料 29 『日本書紀』巻第十五 清寧天皇

B冬十月壬午朔乙酉、 〔清寧三年(四八二)〕 認 九月壬子朔癸丑、 犬・馬・器翫、 遣 不** / 得** 臣 _ 献 上 連 _ 、 巡 省風 俗

C十一月辛亥朔戊辰、 宴 臣 連於大庭 賜 綿 帛ẫ 0 皆任 其***

d

※特に指摘しない

取{ 尽力而出。

D是月、 海表諸蕃、 並遣 レ使進!

E 四年 (四八三) 春正月庚戌朔丙辰 宴 |海表諸蕃使者於朝堂 賜 物

各有、差。

F夏閏五月、 大酺五日

G秋八月丁未朔癸丑、 天皇親録 _ 囚 徒

H 是 日、 蝦夷·隼人並內附。

I九月丙子朔、 天皇御 射殿 詔百寮及海表使者射 賜 >物各有

(後略)

a 『隋書』 卷 帝紀第一 高祖上

開皇元年 (五八一) 二月 〈中略〉、 遣八使巡省風俗。 乙丑、 追尊皇考爲武元皇帝、 廟

b 『隋書』 卷一 帝紀第一 高祖上

號太祖、

皇妣爲元明皇后。

(後略)

〔開皇元年〕三月辛巳、 高平獲赤雀、 太原獲蒼烏、 長安獲白雀

各一。 宣仁門槐樹連理、 衆枝内附。 壬午、 白狼國獻方物。 甲申、

犬馬器玩口味不得獻上。 〈後略〉

太白晝見。

乙酉、

又晝見。

以上柱國元景山爲安州總管。

丁亥、詔

隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

С

庚寅、 (開皇) 上疾愈、 二年 (五八二) 享百僚於觀德殿。 十月癸酉、 賜 錢帛、 皇太子勇屯兵咸陽 皆任其自取、 以備胡 盡力而出。

辛卯、 以營新都副監賀婁子幹爲工部尚書

八

「隋書」 卷一 帝紀第一 高祖上

來朝。 太傅、 開 是四年 是日、 鄧國公寶熾薨。 (五八四)] 以秦王俊納妃、 丁未、 八月甲午、 宴秦王官屬、 宴百僚、 遣十使巡省天下。 頒賜各有差。 賜物各有差。 壬寅、 戊戌、 上柱國 衞王爽

f 『後漢書』本紀一 顕宗孝明帝紀第1

永平十五年 (七二)] 夏四月庚子、 (中略) 令天下大酺五日、 (後略)

g h 『隋書』 卷一 帝紀第 高祖上

賜督役者帛各有差。己巳、 開 皇四年〕 九月甲子、 幸襄國公主第 上親録囚徒。 庚午、 乙丑、 契丹内附。 幸霸水、 觀漕渠、 〈後略〉

が、

『隋書』 [開皇六年 (五八六)] 帝紀第一 九月辛巳、 高祖上

上素服御射殿、

詔百僚射、

賜梁

〈後略

i

卷一

の内附記事を露骨に模倣したものであり、 年正月・五月・八月・九月条は『隋書』による潤色記事である。 である。 が 新 清寧三年九月から同四年九月にかけての一年間の記事全体が、 き事績はなく (記も)、 ghに掲げた『隋書』高祖紀・ 編日本古典文学全集本はH記事について特に言及しないが、 中 士彦三家資物。 契丹はいうまでもなく塞外の夷狄である。 ・国風の夷狄朝貢思想から構想した記事であることは疑いある 高祖紀を元にした造作であろうと考えられる。 また同書の頭注は、 記事を作ったとみられる」と指摘するが、 「清寧紀三年九月・十月・十一月条、 開皇四年九月条に拠ることは明らか 坂本氏の指摘されるがごと さらに雄略紀 H記事は契 丹 同記事 主に 記す 兀 雄

る。

後の、 の記事が中国史書を直接的に模倣しているということは、 寧に仮託された記事である、 なしており、 諸蕃の朝貢、 丙辰(ここでは七日)の宴記事、 二年の新都造営詔を模倣していることが示唆するように、これらは 四七九年に、 模倣であること窓を鑑みると、『隋書』高祖紀が『書紀』の文飾に用 詔 と

8、
『書紀』編纂時にあたる和銅元年 ることはできない」とされたうえで、 わしい記事であることが指摘できよう。 A~Iの各記事もまた、 論はかわるまい80 なく、『隋書』の原資料である某史書≅であったとしても、 いられていることは、 略二三年 『書紀』編纂時に述作されたものであるとしか理解できない記事であ (六〇三)・同四年 は、 大日方克己氏は1射礼記事について、「もちろんこれを史実とす 隋・高祖が遺詔を残して亡くなったのは六○四年のことである。 隋・開皇年間の記事を主に模倣していることから、きわめて疑 『隋書』 (四七九) 律令国家の諸蕃および射礼の観念を反映したもので、 正月七日節の賜宴、 六○四年に発布される詔勅を模倣するなどありえない 高祖紀所引、 の 雄略遺詔は四七九年に発布された詔勅だとされる (六〇四) ほぼ確実であろう。 「雄略遺詔」 それら記事が指し示す年代より一〇〇年ほど 0) と指摘されている80 開皇二年 (五八二) 「高祖遺詔」 日蝦夷と隼人の服属記事に言及し 射礼は礼的秩序の中で一 が D海表諸蕃の進調記事、 『隋書』高祖紀所引、 七〇八年の平城遷都詔は五八 (七〇八) 二月の 仮に参照元が『隋書』では 関係記事に拠っているこ の 清寧三年から四年 「新都造営詔 連の構造を 清寧紀に中 「平城遷都 小論の結 仁寿三年 E 正 月 清 \mathcal{O}

九

人間文化研究

15

二〇一一年

 $\overline{\bigcirc}$

たのであろう。 定される。そして『書紀』が編纂される。そのような時代にしか書か められよう

窓。これは天皇制が開始され、 たものであろう。そのような一 国史書的な体裁を、 ない定型的表現の記事であり、 れえなかった記事である®。 \mathcal{O} 付き従ったということではないはずである。両者には質的な差異が認 って、極言すれば、六世紀の南九州人が「ヤマト政権」の「大王」に 帝」たる「日本」 ある。これはあくまで、中華思想に基づいた「夷狄」が、「中華の皇 政治に適用しようとする試みがなされ、 玉 あるいは清寧に中国皇帝的な色彩を加えようとし 「天皇」 に なおDについては、 連の流れの中で、 述作者が前後の調子に合わせて作文し 「朝貢」してきた記事と読むべきであ 輸入された中華思想を現実 列島の辺境地域に夷狄が設 特に典拠を必要とし 隼人が登場するので

登場することについてである。まずひとつ目について。利用が指摘されていることであり、もうひとつは蝦夷と隼人が同時にただし、二点付け加えておきたいことがある。ひとつはfで范書の

於

一而進

||皇城門外朱雀路東西||分頭、

陳二-列騎兵」、

引山隼人・

史料30『太平御覽』巻第八百二十 布帛部七 布

范曄後漢書曰〈中略〉

有差及洛陽民當酺者布戸一疋外三戸共一疋賜博士弟子見在太學者又曰元和二年(章帝・八五)詔令天下大酺五田賜公卿以下銭帛各

『太平御覧』にF/fと類似した記事があることが注目される。なおいまだ悉皆調査をなしえたわけではないので、調査漏れもあろうが、

うことは、決定的なことではないであろう。 料批判という小論の課題においては、Fの参照元が范書か類書かとい 類書である可能性も指摘しておきたい。しかし、史料4/H記事の史 類書である可能性も指摘しておきたい。しかし、史料4/H記事の史 が、Fの参照元については、史料30『太平御覧』記事の藍本たる某 はり、Fの参照元については、史料30『太平御覧』記事の藍本たる某 は、『書紀』編纂者がその粉本となった類書(氏によると『華林

史料31『続日本紀』巻第五 いるから信憑性に乏しい、と指摘されたが、 もう一つについては、 列。 右将軍正五位下佐伯宿禰石湯·副将軍従五位下小野朝臣馬養等 三年春正月壬子朔、 左将軍正五位上大伴宿禰旅人·副将軍従五位下穂積朝臣老 天皇御二大極殿一受」朝。 津田・坂本両氏は、 和銅三年 七一〇 実は次の記事がある。 蝦夷・隼人が並記されて 隼人・蝦夷等、 元明天皇 亦在

ったく妥当なものだと考えられる。 事からわかることは、『記・紀』編纂時においては蝦夷と隼人が並記 事からわかることは、『記・紀』編纂時においては蝦夷と隼人が並記 事からわかることは、『記・紀』編纂時においては蝦夷と隼人が並記 もちろん史料4・5・7記事は造作だと思われるが、この『続紀』記

■史料 5 記事の検討

この記事について小林敏男氏は、先の津田氏の指摘通りであり、ま

事があった。

事があった。

中代は下るが『冊府元亀』と『旧唐書』に類似の記を探してみると、時代は下るが『冊府元亀』と『旧唐書』に類似した文章らず内夷の帰服が相乗的に王化思想を強調している、と指摘された宮のが内夷の帰服が相乗的に王化思想を強調している。外夷のみならず内夷の帰化などの記事があり、それらに挟まれている。外夷のみな下、史料5・7記事については、その前後に朝鮮諸国の遺使、調進、

史料32A『日本書紀』巻第十九 欽明天皇元年(五四〇)

三月、蝦夷・隼人、並率」衆帰附。

B 『册府元龜』巻之一百七十 帝王部 來遠

〔太宗貞觀〕二十二年(六四八)西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附以其侯

斤屈裴祿爲忠武將軍

C 『册府元龜』巻之九百七十七 外臣部 降附

[太宗貞觀] 二十二年二月西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附〈後略〉

D『舊唐書』卷三 本紀第三 太宗下

〔貞觀二十二年〕二月〈中略〉癸丑、西番沙鉢羅葉護率衆歸附、

以其俟斤屈裴祿爲忠武將軍、兼大俟斤。

ようだが、「西蕃」、すなわち西方の夷狄だとされている。たという記事である。沙鉢羅葉護とは突厥の一部族のリーダーであるり、B、C、Dは「西蕃」である沙鉢羅葉護が衆を率いて帰服してきんは蝦夷・隼人(の首長)が衆を率いて帰服してきたというものであ

ノが、私は別稿にて、『書紀』編纂時には初唐の実録が伝来しており、さて、『冊府元亀』唐代の記事は唐の実録に基づく部分もあるとい

とがいえるのであり、各氏の指摘通り造作であろうと思われる。といいえるのであり、各氏の指摘通り造作であろうと思われる。この記事を模倣したものであり、疑わしい。仮に私がその可能性を指摘した「唐太宗実録」に拠るものであることは指摘しうる。したがって、この記事もまた史料4記事において検討したことと同様のことがって、この記事は「唐太宗実録」に拠るものと考えている。この記書紀』の文飾には初唐の実録も利用されていたのではないかと論じ『書紀』の文飾には初唐の実録も利用されていたのではないかと論じ

■史料7記事の検討

途はあるまい」と、 うした夷狄朝貢型の記事を諸所に配置したものと推測されても弁解の その前の高麗百済新羅並遣使進調という記事に引かれたらしい)、編者はこ 同紀内の重複をも考えず、ごく一方的な理由に引かれて(この場合は それとの関係からいっても、明らかにこれは重複である。おそらくは 그と) る。 るのに、 と指摘されたw。また坂本氏も、「この元年の条 来朝を記す場合の筆法と、全く同じである」と指摘されたのみならず、 て、見えてゐるのは、益々其の史料としての価値を疑はせる所以であ 「同じ年に来朝したエミシのことが月日を明かにして詳しく書いてあ 津田氏は先にこの記事について、「シナの所謂正史に於いて外夷の ・・・だから、これらの記事は且らく論外として置かねばならぬ は、七月にかけて具体的な蝦夷入朝の事実が記されているから、 其の外に別に斯ういふ曖昧な記事が、 すなわち造作であると指摘されたw。また、 単に其の年のこととし (原口注:史料7記事の

15 二〇一一年

人間文化研究

の小林氏の指摘も同じ主旨のものである。

さて、 この記事についてはすでに出典の指摘がある%。

史料33A『日本書紀』巻二六 斉明天皇元年 (六五五)

是歳、 副使東部恩率調信仁、凡一百餘人。〉蝦夷・隼人薬、衆内属、 新羅別以二及飡弥武 高麗・百済・新羅、 一為」質、 並遣」使進調。 以二十二人」為二才伎者」。 〈百済大使西部達率余宜受〉 詣 レ 観 親 弥武

遇疾而死。是年也、 太歳乙卯

В 『後漢書』本紀一 光武帝紀第一下

はB范書の烏桓朝貢記事と比較して、 建武二十五年 (四九)] 是歳、 烏桓大人率衆内屬 「是歳」という表記まで一致 詣闕朝貢

する。 いうまでもなく烏桓は夷狄である。 また、 前述の池田氏の指摘

があるため、 他の類似記事も示しておこう。

史料34A『後漢書』列伝八 烏桓鮮卑列伝第八十

衆向化、 〈前略〉 〔建武〕二十五年、 詣闕朝貢、 獻奴婢牛馬及弓虎豹貂皮。 遼西烏桓大人郝旦等九百二十二人率

В 『藝文類聚』 卷第九十五 黙部下 貂

東觀漢記曰。 建武二十五年。 烏桓獻貂豹皮。 詣闕朝賀

С 『太平御覽』巻第九百一十二 東觀漢記日建武二十五年烏桓詣闕朝賀獻貂皮 獣部二十四

観漢記』および范書の利用は類書経由の間接引用であるとしても、 が、 『東観漢記』の記事については他の佚文も調べてみなくてはならない 池田氏の指摘通り范書の直接利用はなく、『書紀』における『東

例

史料35 A 『日本書紀』巻第十五

清寧天皇元年

(四八〇

ろうと思われる。 各氏のいわれるとおり、「中国風の夷狄朝貢思想」に基づく造作であ る。よってこの記事もまた、史料4・5記事と同様のことが指摘でき したがって池田説は、 れ以上に史料7/3A記事に近い文章でなければならないはずである。 外的な事例を除いて、 小論にとって立論の妨げとはならないと思われ 原則として史料3日記事と同等か、 あるいはそ

は いた。したがって『書紀』編纂時において、 1 ずれも「中国風の夷狄朝貢思想」によって蝦夷と隼人が叙述されて ところで、ここまでみてきたとおり史料4・5・7記事については 「夷狄」だとして認識されていたことが確認できる。この点を指摘 隼人は少なくとも観念上

■史料3記事の検討

しておきたい%。

に思われたので調べてみたい。 あまりに中国的貞節観が過ぎ、 といった記載を裏付けるために造作された物語とも考えられるので、 山幸神話の「是を以ちて火酢芹命の苗裔、諸の隼人等、山幸神話の「是を以ちて火酢芹命の苗裔、諸の隼人等、山幸神話のはいる。 えって後代の潤色を感じさせる、とされた雪。 に伝奇的すぎ、隼人の天皇への忠誠心を強調しすぎている点にも、 信憑性に欠ける記事である、とされた%。 で天皇の宮墻の傍を離れず、 泉谷康夫氏は、史料1・2・3・6の各記事について、 吠ゆる狗に代りて事へ奉れる者なり」97 外来の説話集か何かをみて書いたよう 小林氏は、この話はあまり 私にもまた、この話は 今に至るま 例えば海幸 カ

□礼葬之。是年也、 昼夜哀,,号陵側,、 冬十月癸巳朔辛丑、 与」食不」喫、 太歳庚申。 葬₁₁大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵₁。于」時**隼人** 七日而死。 有司造||墓陵北|、 以

В "淮南子』 卷十九 脩務訓

犯二白刃 遂入不」返、 《前略》呉與」楚戰。莫囂大心、 |蒙||矢石|、戰而身死、 決」腹斷」頭、 不二旋、踵運、軌而死。 撫 卒勝民全、 |其御之手 | 日、 我社稷可;;以庶幾 今日距 | 彊敵 _ 乎

不 申 秦王乃發,,,車千乘歩卒七萬,、 爲 晝吟宵哭、 行。 水之上」、果大破」之以存 在 ·包胥日、 __草茅 _ 。 |封豨脩蛇|、 蹠達膝暴、 ,如三約」身卑」辭、 上 _ 峭 面岩 Щ 吾竭 百姓離散、 _ 赴 曾 蠶二-食上國」、 |死灰 ||筋力||以赴||嚴敵|、伏尸流血不」過||一卒之才 |深谿|、 √繭重 √胝、 求;,救於諸侯,。於,是乃贏,糧跣走、 顔色黴黑、 夫婦男女不」遑二敗處 , 、 游 楚國 七日七夜至二於秦庭」。 屬 |川水||犯| 虐始;;於楚;。 |之子虎|、 涕液交集。 烈藏;;廟堂;著;;於憲法 |津關 | 、 踰」塞而東、 以見 寡君失;;社稷;、 躐 使二下臣告込急。 蒙龍 秦王 鶴時而不」 蹷 _ 曰(跋涉谷 __吳濁 = 沙 石 此功 越 呉 食

С 『春秋左氏伝』定公四年

之可

|| 彊成 |

者也。

〈後略〉

秦哀公爲」之賦二無衣」。 立(依 __於庭牆 _ 而哭| 九頓首而坐。 日 夜不 レ 絶| 秦師乃出 聲 勺飲不、入、口七日

D 『後漢書』列伝三 楊琔字機平、 會稽烏傷人也、 張法滕馮度楊列伝第二十八 高祖父茂、 本河東人、 從光武征伐

人間文化研究

15

二〇一一年

偉 除、 爲威寇將軍、 麗 因而家焉、 數上言政事、 七日而死 封烏傷新陽郷侯、 父扶、 桓帝愛其才貌、 交阯刺史、 建武中、 有理能名、 詔妻以公主、 就國、 兄喬、 傳封三世、 喬固辭不聽、 爲尚書、 有罪 容儀 遂 國

『太平御覽』巻第一百五十二 皇親部十八 公主

Е

閉口不食、

妻以公主喬固讓不聽遂閉口不食七日而死 謝承後漢書日楊喬爲尚書容儀偉麗數上書言政事桓帝愛其才貌

F 『太平御覽』 後漢書曰楊喬爲尚書容儀偉麗數上言政事桓帝愛其才貌詔妻以公 巻第二百一十二 職官部十 總叙尚

G 『太平御覽』 謝承後漢書日楊喬爲尚書容儀偉麗數上言政事桓帝愛其才貌詔妻 主喬固辭不聽遂閉口不食七日而死 巻第三百七十九 人事部二十 美丈夫上

Н 『宋書』卷九十一 列傳第五十一 孝義

以公主喬固辭不聽還閉口不食七日而死

劉瑜、 餘年布衣蔬食、 不進鹽酪、 歴陽人也。 號泣晝夜不絶聲。 言輒流涕。 七歳喪父、 常居墓側 事母至孝。 勤身運力、 未嘗暫違。 年五十二、 以營葬事。 太祖元嘉 又喪母、 服除後、

Ι 『宋書』 卷一 百 列傳第六十 自序

四~四五三)初卒

林子直去不顧。 見而奇之、 林子字敬士、 日 田子弟也。少有大度、 「此兒王子師之流也。」 年十三、 遇家禍、 時雖逃竄 年數歳、 與衆人共見遺寶、 隨王父在京口、王恭 而哀號晝夜不絶聲 咸爭趨之、

(後略)

J『北史』卷五十二 列傳第四十 齊宗室諸王下¹⁰

處置之、 臨崩、 樂陵王百年、 及太子、 遺詔傳位於武成、 帝謙未許。 勿學前人。」大寧中、 孝昭第二子也。 都下百僚又請、 并有手書。 孝昭初即位、 封樂陵王 其末曰「百年無罪、 乃稱太后令、 在晉陽、 立爲皇太子。 羣臣請建中宮 汝可以樂 帝

被召、 年書、 其 阿叔作奴。」 年繞堂且走且打、 河清三年五月、 妃把玦哀號、 使百年書敕字、 承星影而蓋之、 、父光自擘之、 自知不免、 百年嘗作數敕字、 遂斬之、 不肯食、 乃開 白虹圍日再重、 驗與德胄所奏相似。 一夜盆自破。 割帶玦、 所過處、 棄諸池、 月餘亦死。 德胄封以奏。帝又發怒、 留與妃斛律氏。 血皆遍地。 欲以百年厭之。會博陵人賈德胄教百 池水盡赤、 又横貫而不達。 玦猶在手、 遣左右亂捶擊之、 氣息將盡、 於後園親看埋之。 見帝於玄都苑涼風堂 拳不可開、 赤星見、 使召百年。 日 「乞命、 又令人曳百 帝以 時年十四 願與 百年 盆水

足有靴。諸内參竊言、百年太子也。或以爲太原王紹德。後主時、改九院爲二十七院、掘得小屍、緋袍金帶、一髻一解、

K『藝文類聚』卷第九十 鳥部上 鳥

詔以襄城王子白澤襲爵樂陵王。

齊亡入關

徙蜀死

L 『初學記』巻第十七 人事部上 孝第四 事對

食。 漢安帝時。官至侍中。 没 〈師覺授|孝子傳日。 必先以哺父。 狥思慕羸悴。 不異成人。 出輙待還而後食。 趙狥幼有孝性。 哭泣哀號 過時不還則倚門啼以俟父。 年五六歳。 居於塚側 時得甘美之物。 郷族嗟稱。 未嘗敢 名聞流著 至數年父

M 『太平御覽』巻第四百一十四 人事部 孝下

思慕羸悴不異成人哭泣哀號居於塚側郷族嗟稱名聞流著漢安帝時官必先以哺父出輙待還而後食過時不還則倚門啼以候父至數年父没狗師覺授擇子傳日趙狗幼有孝性年五六歳時得甘美之物未常敢獨食

至侍中

ず、 き、 ったという。 その隼人の墓を雄略陵のそばに作ってやり、 という。おそらくはこれをみて哀れんだものたちがいたのであろう。 与えても食べようとせず、七日ばかりしてついに亡くなってしまった が、 Ν Aは史料3記事の再掲である。大泊瀬天皇とは雄略天皇のことである (と思われる) 隼人が、その陵墓のそばで昼も夜も泣き叫び、食事を 『太平御覽』 その雄略が亡くなり葬られたとき、 昼は呻き夜は哭き、 楚の臣である申包胥は秦王のもとへ赴き、 畫則負土哀號暮則扶棺哭泣比葬年十七烏鳥集聚猛獸乳其 會稽典録日夏方字文昌家遭癘父母伯叔 Bは『淮南子』にみえる記事である。 巻第九百一十四 秦王へ楚の窮状と呉の横暴を訴えた。 羽族部 雄略のそば近くに仕えていた 鳥 礼をもって厚く隼人を葬 一時死九十三喪方年十 立ったまま食事も取ら 呉と楚が戦ったと 应

他にも例えば

之」とみえる。『晋書』列伝/

/忠義/車

下済 101

秋

(原口注:人名)

歎

以禮葬之」

以上確認してきた通り、

史料3記事の

事も取らず、 が、 秦王は呉を討つ決意をしたという。 してからも、 文類聚』所引『会稽典録』にみえる記事である。 食事も取らず、 る楽陵王妃は百年の遺品であるアクセサリーを握り締め、 体を池に投げ捨てると、 絶えなかったという。 心をもって母につかえていたが、その母が亡くなると三年の間喪に服 公主を妻とすることをすすめられたが固辞し、 Gもほぼ同じ内容である。 る記事である。林子の家が不幸にみまわれたとき、昼夜泣き叫ぶ声 もほぼ同じ内容である。 夏方は墓のそばで泣き叫び、 列伝にもほぼ同文がある。 昼夜号泣する声が絶えなかったという。 列伝にみえる記事である。 ほぼBと同じ内容である。 『初学記』所引、『孝子伝』という名の書物にみえる記事である。 夏方が一四才のとき、一家を病が襲い、 亡父を葬ったお墓の傍で慟哭し続けたという。 七日ばかりして亡くなってしまったという。 一月ばかりして亡くなってしまったという。 J は 池が血で真っ赤に染まったという。 楊琁の兄の喬は、 趙狥は幼い頃から親孝行であったが、 『北史』列伝にみえる記事である。『北斉 楽陵王百年があるとき殺され、 劉瑜は幼くして父を亡くしてのち、 Dは范書にみえる記事である。 また棺にすがりついて泣いたという。 Cは『左伝』にみえる記事である Iも『宋書』列伝にみえ 桓帝にその才貌を愛され 肉親が次々と亡くなっ ついに口を閉ざして食 Nもほぼ同じ内容で 泣き叫んで H は Kは『芸 夫人であ その遺 Ę 成人 『宋 孝 Ę が

表現は、 現実に偉大な大王であったのだろう。 ま 雄略紀を潤色することで、 摘されたロロが、 年の空白もないが、これは他の天皇紀にはあまりみられないことと指 事である。 の夷狄朝貢思想」に基づく造作であった史料4記事同様、 そうとする意図があったと指摘された™。 ものと思われるとされ、また『書紀』には、 室屋らは雄略遺詔を奉じて星川一派を誅滅する。 詔参照)、 明される。 くなったときの話である。奥田尚氏はこの記事について次のように説 たものであろう。 想」によるものではないが、 べて漢籍にみられるものである。 をみつけることはできなかったが、この史料3記事のキーワードはす あると思われ、 清寧は関与していないことから、 く事実上の造作記事であろうと思われるが、この記事はその雄略 「昼夜哀号」「哀号陵側」「与食不喫七日而死」「以礼葬之」といった れ ていよう104。 中国的な貞節観、 次の清寧即位前紀において星川皇子の反乱が記され、 岸俊男氏は、 雄略は星川皇子の反乱を心配しながら亡くなるが その中には漢籍による水増し、 おそらくはそれを模倣したものであろう。 先に触れた通り、 「画期としての雄略朝」といわれるように、 雄略紀は在位二三年間すべてに記事があり一 中国の皇帝像を模倣しようとしたことも含 孝行観、 やはり中国的な価値観念の元で述作され 雄略に関する物語を清寧紀に移した この記事は「中国風の夷狄朝貢思 雄略遺詔は『隋書』 忠義観を表現するときの常套句で しかし『書紀』 なおこの記事は、 雄略に隼人との物語を付 すなわち漢籍に基づき この一連の出来事に 編纂時にあたる 高祖紀に基づ 清寧紀の 直接の典拠 中国 雄略は 大伴 記

記

に信用しうるものではない。

ろの「思想」 たとおり、 るならば、ここにみえる「隼人」とは後世の付会であるとすべきであ と考えることも可能ではあるまいか。少なくともその文章表現におい いうことを否定するものではない。 の伝承か原資料を反映したものであるかもしれずで、私もまた先にみ くとも『書紀』 この記事は、 天武朝より前に隼人が「存在」した証拠とはならないものと思わ 「素朴な伝承」とは次元が異なるとみるべきであろう。 たとえば、 この記事についても造作の可能性をも考慮すべきであり、 五世紀後半の王権と南九州の間に何らかの交渉があったと は、 編纂時における潤色は確実視される 古代南九州の人々が王権に服属していたという何らか 令制的な隼人司管轄下の隼人の任務を反映させたもの やはり『書紀』 編纂時のそれであるとすべきであろ しかし、この記事のあらわすとこ そうであ

■史料6記事の検討

同じ内容の記事がある。 この記事については、先の泉谷氏の指摘がある。なお、この記事と

史料36A『日本書紀』巻二十 敏達天皇十四年(五八五

発憤称日、 戦慄也。〉 如 瀬 中 八月乙酉朔己亥、 三輪君逆使|||隼人相||距於殯庭|。 馬子宿禰大臣佩」刀而誄。 |猟箭 | 之雀鳥ൃ焉。 馬子宿禰大臣咲曰、 何故事;;死王之庭 天皇病弥留、 次弓削守屋大連手脚揺震而 |、弗」事||生王之所 可」懸」鈴矣。 物部弓削守屋大連听然而咲曰 崩,,于大殿,。是時起,,殯宮於広 穴穂部皇子欲」取り 由 是一 也 |臣微生||怨恨 誄 〈揺震、

『日本書紀』巻二一 用明天皇元年(五八六)

В

^レ斬之。 無礼心 姓白堤与;;横山;、 余池辺」。 於 ||聴入|。於」是穴穂部皇子謂||大臣与||大連 問 寵臣三輪君逆乃喚;;兵衛 夏五月、 |於後宮|。 巨 | 殯庭 而口詐在,,,於殺, 又余観||殯内|、拒不||聴入|。 何人在」此。 両大臣曰、 方今天皇子弟多在、 誄日、 穴穂部皇子欲 \ 好 | | 炊屋姫皇后 | 、 逆君知之、 〈謂||炊屋姫皇后之別業|。 不
が
荒 言 ·__逆君 _ 。 随 兵衛答曰、 |逆君在処 | 。 隱 命。 |朝庭| |於三諸之岳|。 重 遂与;,物部守屋大連,、率,兵囲 於」是穴穂部皇子陰謀上王二天下 両大臣侍。 |璅宮門 | 、拒而勿 \ 入。 三輪君逆在焉。 浄如 自呼」開」門、 〈後略〉 是名 |鏡面|、 誰得三恣」情、 是日夜半、 |海石榴市宮 | 也 而自強入二於殯宮 \exists 臣治平奉仕。 七呼」開」門、 七廻不」応。 逆頻無」礼 潜自」山出隱 穴穂部皇子 専言. 逆之同 _奉仕 願欲 即是

れについて、Bに兵衛とみえるが、兵衛は令制用語であることを問題いだのは、Aでは隼人であり、Bでは兵衛となっている。小林氏はこ穴穂部皇子が敏達の殯宮に強引に押し入ろうとしたとき、それを防

あると指摘された宮。この指摘のように、そもそも兵衛が令制用語であるならあり、さらにそれが『書紀』編纂時に隼人と書き換えられた可能性もあり、さらにそれが『書紀』編纂時に手が加えられた記事であば、この時点で少なくとも『書紀』編纂時に手が加えられた記事でああり、さらにそれが『書紀』編纂時に手が加えられた記事であると指摘された宮。

は一 朝貢思想」による造作であった。 いずれにせよ、これら仏教関係記事に多かれ少なかれ手が加えられて る程度は事実として認めても良いのではないか、との見解もある言。 これら仏教関係記事は そして"聖徳太子』の活躍『と、これら一連の『書紀』仏教関係記事 の葬儀を舞台とする。さて、仏教伝来宮、いわゆる崇仏廃仏論争宮 敏達の死、と続く流れの中での、 達の瘡罹患、 受けての敏達による廃仏の詔、 いることは誰もが認めるということを、ここでは確認しておきたい。 法思想)に基づく潤色・造作の疑いがもたれている。これに対して、 通録』『法苑珠林』といった中国の仏書や中国仏教の思想(特にその末 に対しては、その編纂時において、『金光明最勝王経』『集神州三宝感 この史料6記事は、 先にみた通り、これより後の時代の史料7記事は、 連の崇仏廃仏論争の最中に、「瘡」という業病で亡くなった敏達 国中での瘡流行、 物部守屋と中臣勝海による廃仏の提言、 『書紀』 編纂時に手が加えられてはいるが、 「仏像を焼いた罪か」との噂の流行、 仏像などを焼き投げ捨てる、守屋と敏 また、 敏達の葬儀の場面である。 史料3記事において検討した 「中国風の夷狄 この記事 それを

> ことと同様に、『書紀』編纂時の思想や状況を反映させてこの記事も ことを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この に可能性が高いのではあるまいか。そうであるならば、ここでの「隼 た可能性が高いのではあるまいか。そうであるならば、ここでの「隼 た可能性が高いのではあるまいか。そうであるならば、ここでの「隼 ことを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この ことを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この ことを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この ことを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この であるとするならば、ここでの「隼 なとするならば、次の隼人関係記事が一〇〇年後の天武朝まで欠ける るとするならば、次の隼人関係記事が一〇〇年後の天武朝まで欠ける るとするならば、次の隼人関係記事が一〇〇年後の天武朝まで欠ける るとするならば、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ ろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべ

■史料1・2記事の検討

を治めむ。那何に」とソバカリを誘っているのは、案外古層を伝えてを治めむ。那何に」とソバカリを誘っているのは、案外古層を伝えてと、と、は、、をというと、「義」「信」「慈」など儒教的価値観を強調しており、ソバカリ、サシヒレを人倫道義を弁えない辺境の夷人としており、ソバカリ、サシヒレを人倫道義を弁えない辺境の夷人としており、ソバカリ、サシヒレを人倫道義を弁えない辺境の夷人としており、ソバカリ、サシヒレを人倫道義を弁えない辺境の夷人としており、ソバカリをあると、是義ならば辺境の単人にむすて儒教的価値観で断罪している。そうであるならば辺境の隼人にむすて儒教的価値観で断罪している。そうであるならば辺境の隼人にむすて儒教的価値観で断罪している。ただし、『記』では「民に己が君と教しつること、是義ならず。然れども、書にいる。 これが は、 この記事については先の泉谷氏の指摘があり、また小林氏は、この記事については先の泉谷氏の指摘があり、また小林氏は、この記事については先の泉谷氏の指摘があり、また小林氏は、

人間文化研究 15 二〇一一年

の姿は他地方出身者と大差ないと考えられる、と指摘された『。の姿は他地方出身者と大差ないと考えられる、と指摘された『。永山氏も小林説を受けて、六世紀初頭の江田船山古墳の鉄刀銘などから王権と九州のつながりは確認でき、この事件がいつ起こったかは別としても、南九州出身者が王権に近侍したという伝承があった可能性もある。ただ、結局は隼人=不義=野蛮という儒教承があった可能性もある。ただ、結局は隼人=不義=野蛮という儒教の姿は他地方出身者と大差ないと考えられる、と指摘された『。

同じ内容の記事があった。の類似の記事を指摘≒する。また、私が調べてみると『旧唐書』にもさて、谷川士清『日本書紀通証』はこの記事について、『新唐書』

史料37 A 『(新) 唐書』卷八十五 列傳第十 竇建德

衞州、 逆則廢敎、 一州亦降。 [武德二年 復使世勣守黎陽、 奴以首奔建德、 執河北大使淮安王神通、 **兗賊徐圓朗聞風送款** 將焉用爲」 (六一九)] 未幾、 建德日 館王、 命斬奴而返軌首、 公主、 連突厥侵相州、 「奴殺主、 同安長公主、黎陽守將李世勣 饋以客禮。 大逆。 滑人德之、 刺史呂珉死之。 納之不可不賞、 滑州刺史王軌爲奴 遂降、 齊、 進攻 賞 濟 釋

B『舊唐書』卷五十四 列傳第四 竇建德

李世勣、皇妹同安長公主及神通並爲所虜。滑州刺史王軌爲奴所殺黎陽。相州陷、殺刺史呂珉。又進攻衞州、陷黎陽、左武衞大將軍〔武德二年〕九月、南侵相州、河北大使淮安王神通不能拒、退奔

圓朗皆聞風而下。建德釋李世勣、使其領兵以鎭黎州。而返軌首於滑州。吏人感之、即日而降。齊、濟二州及兗州賊帥經攜其首以奔建德、曰「奴殺主爲大逆、我何可納之。」命立斬奴、

A、Bの内容はともに、次のようなものである。隋末の混乱の中で台 質した群雄のひとりである竇建徳が敵対者を攻めたとき、ある地方長 頭した群雄のひとりである竇建徳が敵対者を攻めたとき、ある地方長 頭した群雄のひとりである竇建徳が敵対者を攻めたとき、ある地方長

どのような事情があろうとも、 の永山氏の指摘にも通じるものであろう。 る、 ŧ するときのポイントとなろうか。なお奥田氏はこの史料1・2記事に 指摘されるとおり、 中国的価値観のもとで述作されたことは疑いないであろう。 ことを示し、登場するのが た人物名も異なるとされ、これはこのストーリーと隼人の結合が弱 ヒレと『記・紀』で隼人の名前に相違がみられ、隼人が殺される場所 ついて、 あえて中国的味付けを加えていることが、この史料1・2記事を読解 さて、直接の典拠はわからないが、いずれにせよ史料1・2記事が 『記』では山口、『書紀』では難波と異なる。さらに隼人を殺害し 隼人はあくまで付加されたものであろうと指摘された。 両記事のストーリーは大筋では一致するが、ソバカリ、 他地方出身の近侍者と大差ない姿であるところに 「隼人」ではなく通常の近侍者でも成立す 皇族を殺すような隼人は殺される、と 奥田氏によると、 永山氏が これは先

たものとみるほかあるまい れまで考察してきたように、 いう隼人への教示を含んだ物語なのだというュュ。この記事もまた、 『書紀』 編纂時の思想や状況を反映させ

域

州に出自を持つものがこの事件に関わっていること自体についても、 持っていたのではないか、ということ自体を否定するものではない。 造作の可能性をも考慮にいれるべきであろう。 の潤色であろう。これまでの検討を振り返ると、 ているのである。この記事に登場する「隼人」 しかし、この記事もまた、 でもなく私は、五、六世紀に王権と南九州の人々が何らかの関わりを ここまで天武朝より前の隼人関係記事を追ってみたところ、 トに信用できそうなものはひとつもなかった。この史料1・2記事 これらの中でもっとも古い時代の出来事だとされている。 結局は中国的価値観に「隼人」が翻弄され は、『記・紀』編纂時 隼人、 あるいは南九 いうま ストレ

むすび

認した。ここから、 を「隼人」と呼称する例は、 らに九世紀初頭における南九州に対する政策転換以降 しうるものは天武朝以降の記事からであるとの通説的理解に立ち、 『記・紀』 の隼人関係記事について、歴史的事実としてある程度信用 小論で論じてきたことをあらためて振り返ってみよう。 南九州の人々が隼人と呼ばれたのは、 史料上ひとつもみられなくなることを確 南九州の住民 天武朝から さ

前

人間文化研究

15

二〇一一年

う。 れず、 ら近畿地方へ、人々がいつ頃からいかなる理由により移住したのかは った意味である。 ていたことは、 政策が、現実にそれなりの有効性をもった政治システムとして機能し とにして、 うことを意味しない。それは天武朝あたりから、 頃に隼人という「民族」が形成されてきたということではない。 化」として理解できるかどうかは、きわめて慎重な考察が必要となろ 似民族集団であり、 にその制度は終了したと理解できる。 武朝に隼人という身分制度/行政上の制度がスタートし、 れるにあたり、 ろう地域も想定されている。 Ļ うことが指摘できる。その南九州の範囲であるが、 九世紀初頭にかけての、 夷狄概念が南九州に適用されはじめ、 アイヌ民族が成立するように、隼人民族が実態を持って成立したとい の時代に存在したかどうかも、 天武朝から隼人が「出現」「登場」するということは、 鹿児島県本土域においても住民が隼人とはされていなかったであ 南西諸島の人々が隼人とされた例もまた、史料上ひとつも確認さ 鹿児島県本土域の人々のみが隼人であったと考えられる。ただ 朝貢や服属儀礼の演出という日本型中華帝国補完のための 歴史的事実として認めてもかまわないであろう、とい 中国的夷狄観に基づき隼人は創出される。 そもそも「ハヤ 従って、「古代南九州地域の文化」を「隼人の文 わずか一二〇年間ほどのことにすぎないとい 中国の皇帝制を模倣した天皇制が開始さ 重要な検討事項であろう。 (난 隼人とは政治的に設定された擬 南九州の人々を隼人だというこ ト」という言葉が天武朝より 中華思想に基づいた 熊本県域や宮崎県 つまり、 九世紀初頭 南 天武朝の **光州** 天

九

歴史的事実として受け取ることはできないということが、 摘でき、いくつかは明確に中国的夷狄観に基づく記事もあった。 現時点では定かではない。 の理由により、 ついては、 されたものと考えられる。 れるにあたり、 ほぼすべてに対して中国思想の影響を受けていることが指 南九州に出自を持つ近畿地方在住者も隼人として設定 天武朝より前の『記・ しかし、 天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事に 天武朝に隼人という制度が開始さ 紀 隼人関係記事は、 小論の結論 そのまま 以上

け としての隼人」「文献上にあらわれる隼人像」と 貢の終了とともに隼人は消滅する。 初 の薩隅両国は律令制の完全適用を留保された状態であったが、 た概念であったといわざるをえない。 えでなお、隼人とは、第一義的にはイデオロギー的要請から創出され う可能性も想定できよう。 やはり実態として「中央」の人々とは異なる文化を所持していたとい 消 隼人とされた古代南九州の人々は、 ればすべてが混乱に陥る恐れがある豆 頭以降、 滅」すると指摘された11。 制度上の「存在」ではないか。「政治的に創出された身分制度 とは、 両国にも律令制が適用されるようになるとともに隼人は 可能な限り明確に区別しなければならない。そうでな しかし、そのような差異の存在を認めたう 朝貢の開始とともに隼人は登場し、 まさに隼人とは、 永山氏は隼人について、 「異民族」とされるからには、 「古代南九州の人々 政策上の、 九世紀 八世紀 行政 朝

> と。 国家の残した二次史料からどのように読み取るかが問われている」 ず、 呼ばれる枠組みがあるとされる。 狄の行動との関連性を考察する方法論を追及する、 国家の枠を超えた東アジア規模での交流・交通を動態的に復原し、 外世界との関係性に注目し、外国史料と考古学的成果とを関連づけて 究の潮流として、「国家によって観察・区分され秩序化される他律的 する論者に、 な支配の客体」という従来の夷狄観のみからは説明できない、 近年、 自ら歴史を綴ることがなかった人々の思惟、 天武朝より前の時期に「隼人」の存在を積極的に認めようと 田中聡『氏がおられる。 氏はいわれる、「独自の文字をもた 田中氏によると、 行動の意味を、 北方史・南方史と 最近の夷狄研 夷狄と 夷

魅力的なアプローチであると評価できよう。 当時の南九州の人々が、「中央」をはじめ他地域の人々との連携る。当時の南九州の人々が、「中央」をはじめ他地域の人々との連携で反映していたであろうし、ひいては、このような視点は、当時の南九州の「生活の実態」を解明する可能性をも秘めている、きわめていたのか・・・ そこには当然、当時の南九州を取り巻く社会情勢が明ったのか・・・ そこには当然、当時の南九州を取り巻く社会情勢が明ったのか・・・ そこには当然、当時の南九州を取り巻く社会情勢が明ったのか・・・ そこには当然、当時の南九州を取りをは、当時の南九州の人々が、「中央」をはじめばいる。

察・区分され」た存在に他ならない、ということが小論のみてきたとはなかろうか。なぜなら、そもそも「隼人」とは、「国家によって観ば、むしろ「古代南九州の人々」といい替えた方が理解しやすいのでだが、それははたして「隼人」であるのだろうか。正確を期すなら

料批判の重要性については、すでに河内春人氏が指摘されている通りは、これらがどの程度信用しうるものなのか、「外国史料と考古学的は、これらがどの程度信用しうるものなのか、「外国史料と考古学的は、これらがどの程度信用しうるものなのか、「外国史料と考古学的ないと結論するにいたった。『書紀』の「夷狄」関係記事における史ないと結論するにいたった。『書紀』の「夷狄」関係記事における史ないと結論するにいたった。『書紀』の「夷狄」関係記事における史ないと結論するにいたった。『書紀』の「夷狄」関係記事における通り

研究を進められるうえで、それは「『隼人』という言葉を使うことが 故・下山覚氏がおられた121。 それを補完するためにいわば創り出された存在であったといえよう。 され、「筆者は、『隼人』という民族を研究しているのではなく、『隼 なくとも考古学的に明らかにすることは可能であると考えられ」ると たのだろうか。この困難な課題に正面から取り組んだ考古学研究者に では、隼人と呼ばれた古代南九州の人々、言い換えれば、隼人だとい がそれは、日本型中華思想の高まりという当時の政治的要請を受け つ」と述べられていた122。 人』と呼ばれた人々とその文化を研究しているのだという実感を持 うことにされた古代南九州の人々の実態とは、どのようなものであっ 南九州の人々は、古代のある時期、 かつて下山氏は、 確かに隼人と呼ばれていた。 南九州地域の考古学的 だ

て「隼人」という虚飾自体を引き剥がさねばならないであろう。「隼この、下山氏の遺志を成し遂げるには、まずは史書の虚飾を、そし

氏のご冥福を心よりお祈り申し上げる。 氏のご冥福を心よりお祈り申し上げる。 大」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。ごに ないのではないか、このような思いのもとに小論を執筆した次第である。田中氏をはじめ、先学諸賢のご高説を曲解した恐れがある。ご叱る。田中氏をはじめ、先学諸賢のご高説を曲解した恐れがある。そう人」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。そう人」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。そう人」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。そう人」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。そう人」という呼称自体が、中科批判を必要とする概念なのである。

付記

である₁₂₀。

なかった点をいろいろとご指摘いただいたように思う。 崎県埋蔵文化財センター) 大院) およびサポートをいただいた、 便が欠航し、自分で発表することがかなわなかった。当日に代理発表 新燃岳の噴火により、 の聖徳太子信仰研究会/日本書紀を考える会については、霧島連山 ご助言を下さった各会の皆様に厚く御礼申し上げる。なお、 会/日本書紀を考える会合同例会において口頭報告した際の発表原稿 二月二四日に成城大学民俗学研究所にて開催された聖徳太子信仰研究 にて開催された隼人文化研究会、 に修正・加筆を行ったものである。当日卑見に対して丁寧なご批判 小論は、二〇〇八年一一月一日に鹿児島県歴史資料センター黎明館 両氏に感謝したい。山田容功(当時名古屋市大院)、 現在居住する宮崎市内に位置する宮崎空港発着 両氏との日々の議論においては、 吉田一彦 および二〇一一年一月二九日と同 (名古屋市大)、 彼らをはじめ 永田一 大嶋昭海 私の気付か 本年一月 (宜

任である。 友人たちに感謝したい。もちろん小論のいたらぬ点は、すべて私の責

八日閲覧・調査)。

八日閲覧・調査に際して便宜をはかってくださった、同館スタッ集解』の閲覧・調査に際して便宜をはかってくださった、同館スタッまた、名古屋市図書館(鶴舞中央図書館)河村文庫・蔵、稿本『続紀

の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げる。諸般の事情により小論の核心部分の執筆が大幅に遅れてしまい、周囲小論の基本的着想を得てから、すでに丸四年が経とうとしている。

の皆様に厚く御礼申し上げる。 貴重な機会をお与えくださり、多くのご意見をくださった同会関係者館にて開催された宮崎考古学会においても、小論の要旨を報告した。追記:小論脱稿後の二〇一一年四月二三日に、宮崎市生目の杜遊古

使用テキスト

皇實録』 新日本古典文学大系本『続日本紀 古典文学全集本『日本書紀① 新編日本古典文学全集本『古事記』(小学館、 九九八年)。 黒板伸夫/森田悌・編 (岩波書店、二〇〇二年)。 〈新訂増補〉 (吉川弘文館、 國史大系本『日本後紀 二〇〇〇年)。 林陸朗/鈴木靖民・編『天平諸国正税 - ③』(小学館、 新日本古典文学大系本『万葉集 一 五] (岩波書店、 『日本後紀』(集英社、二〇〇三 續日本後紀 一九九七年)。 一九九四 - 一九九八年)。 日本文德天 一九八九 新編日本

> 点本 〇年)。 書局、 店)。 書店、 九八〇年)。 學記』(中華書局、 七三年)。 本 書』(中華書局、 十巻本〉』(勉誠社文庫、一九七八年)。新釈漢文大系本『春秋左氏伝 帳』(現代思潮社、一九八五年)。 『北史』(中華書局、一九七四年)。標点本『隋書』(中華書局、一九 『藝文類聚』 標点本『晋書』(中華書局、一九七四年)。標点本『宋書』 一九九四年)。 一九七四年)。 新釈漢文大系本『淮南子(下)』 (明治書院、一九八一年)。 標点本『舊唐書』 一九七五年)。景印本『册府元龜』(中華書局、一九六 一九六二年)。景印本『太平御覽』(中文出版社、 (上海古籍出版社、 標点本 『北齊書』(中華書局、 中田祝夫・編 (中華書局、 日本思想大系新装版本『律令』(岩波 吉川忠夫・訓注『後漢書』(岩波書 『倭名類聚抄 一九九九年新2版)。 一九七五年)。標点本 (明治書院、一九八八年)。 〈元和三年古活字版 一九七二年)。 標点本『初 『新唐 (中華 標点 標

註

49

拙 0 いるので、 前稿にて言及させていただいた氏の論考の多くは本書に再編されて 発表後、 院人間文化研究科・編『人間文化研究』九、二〇〇八年。なお前稿 (牧と馬牛) 入間田宣夫/谷口一夫・編 稿 記・ 永山修一『隼人と古代日本』(同成社、二〇〇九年)を得た。 参照されたい。また前稿脱稿後、 紀 隼 人関係記事の再検討(二)」名古屋市立大学大学 『牧の考古学』(高志書院 柴田博子「古代南九州

に指摘されておられる。あわせて参照されたい。向の豪族である)諸県君が隼人であったという史料はない」と明快くうえで非常に示唆的な論考であり、また、柴田氏は「(原口注:日二○○八年)を得た。これは隼人の「文化」や「生業」を考えてい

年。 を論じた 神代紀の構成は、 の検討、 拙 稿「『日向神話』と南九州、 なお拙稿は、「日向神話」と隼人の関わりについて、 鹿児島地域史研究会・編『鹿児島地域史研究』五、 仏書によるストーリーの潤色の指摘、 六朝時代の中国史書に影響を受けていることなど 隼人――出典論との関 天地開闢にはじまる 二〇〇九 その舞台 わ ŋ から

三七頁。 三七頁。 三七頁。

田中聡 編 論と反省〕」日本史研究会・編『日本史研究』四七五、二〇〇二年 〇〇一年。 研究会大会に向けて)」日本史研究会・編『日本史研究』四七〇、二 田中聡 以上の点から、 ・夷人的関係」という概念について従うことはできないと考える。 日 本史講座第1巻 「夷人論 「蝦夷と隼人・南島の社会」歴史学研究会/日本史研究会 田中聡 少なくとも隼人については、 「夷人論 律令国家形成期の自他認識(二〇〇一年度日本史 東アジアにおける国家の形成』(東京大学出 -律令国家形成期の自他認識 田中聡氏の いわれる

人間文化研究

15

二〇一一年

版会、二〇〇四年)、などを参照されたい。

54

四年。 森浩 谷寛 隼人の遺跡」帝塚山考古学研究所・編『帝塚山考古学』四、 の遺跡と伝承」舟ヶ崎正孝先生退官記念会・編『畿内地域史論集』 史学研究室・編『歴史研究』一八、一九八〇年。 良・編 『(特別展図録 (舟ヶ崎正孝先生退官記念会、一九八一年)。 江谷寛 「畿内に移住した 一九七九年。 「南山城発見の地下式古墳」古代学協会・編『古代学研究』 「近畿のなかの隼人」奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 「近畿地方の隼人――とくに考古学の視点から― 『日本古代文化の探求 第39冊) 江谷寛「畿内隼人の遺跡と伝承」大阪教育大学歴 隼人』 一九九二年。 隼人』(社会思想社、一九七五年)。 江谷寛「畿内隼人 一九八 大林太 九 江

属博物館『(特別展図録 第33冊) 隼人』)。
55 永山修一「古墳時代の『隼人』」(前掲註54奈良県立橿原考古学研究所附

歴史』二三〇、一九六七年。 日本歴史学会・編『日本の出版のである。

(五條市史刊行会、一九五八年)。 池田源太「阿太と内」五條市史調査委員会・編『五條市史 上巻』5 『記』中巻、『書紀』巻三・神武天皇即位前紀戊午年秋八月乙未条。

西田直二郎 『洛南大住村史』 (田邊町役場大住出張所、一九五一年)。

59

60

学から見た南山城」木津の文化財と緑を守る会/緑と教育と文化財究会・編『古文化談叢』五八、二〇〇七年。また、鈴木重治「考古上村俊雄「いわゆる南山城の地下式横穴墓について」九州古文化研

講演記録』 を守る会/田辺の文化財を学ぶ会・編『南山城の歴史を考える集い 第1集、 九八三年。 も参照されたい。

61 田中琢/佐原真・編集代表『日本考古学事典』(三省堂、二〇〇二年)、 地下式横穴」の項

62 北山峰生「大和の漁具と漁撈民」埋蔵文化財研究会第五六回埋蔵文 表要旨集』、 時代の海人集団を再検討する― 化財研究集会実行委員会・編『第五六回埋蔵文化財研究集会 二〇〇七年 「海の生産用具」から二〇年 古墳 発

> 69 68

二〇〇七年)。 大阪府立弥生文化博物館平成19年度秋季特別展図録 大隅の原像 南 ||九州の弥生文化―』(大阪府立弥生文化博物館図録37 同日向・ ·薩摩

65 64

文集 the 成川式土器を論じた近年の論考に、 前掲註60上村俊雄「いわゆる南山城の地下式横穴墓について」。 20 縄文研究会/新東晃一代表還暦記念論文集刊行会・編 摩半島側鹿児島湾沿岸部とその周辺を対象域として--」 縄文通信№20 九 編 州縄文研究会/新東晃 村落の諸相―」鹿児島大学考古学研究室25周年記念論集刊行会・ South』、二〇〇六年。 『鹿児島大学考古学研究室25周年記念論集 南の縄文・地域文化論考 中巻』、 二〇〇九年。 南の縄文・地域文化論考 中村直子 代表還曆記念論文集刊行会·編 新東晃一代表還曆記念論文集 鎌田浩平 「7・8世紀の成川式土器」南 吉本正典「7世紀の列島南西域 「成川式土器の地域編年 新東晃一代表還曆記念論 Archaeology 『南九州縄文通信 (前掲南九州 中巻』)、 『南九州 な 薩

どがある。

66

井上辰雄 同 『正税帳の研究』 「薩摩国正税帳をめぐる諸問題 (塙書房、 一九六七年)。 隼 人統治を中心として

67 小林敏男 究紀要』三一、一九八三年 「クマソ・ハヤト問題の再検討」 鹿児島短期大学・ 編

以上の議論は、 前掲註52永山修一 「隼人の登場」 による。

年。 これに関連するものとして、 キリスト教文化研究所・ 子大学キリスト教文化研究所・編 大平聡「南九州の墓制― 編 『沖縄研究ノート』三、一九九四年、 大平聡 「隼人」の社会―」宮城学院女子大学 『沖縄研究ノート』一、一九九二 「歴史研究と南島」宮城学院女

漢籍」「修文殿御覧」「芸文類聚」池田温 之 暦紀』」吉井巖・編 復元」山田慶兒・編『中國の科學と科學者』(京都大學人文科學研究 之 その詳細については以下の諸論考を参照されたい。 小島憲之『上代日本文學と中國文學 前掲註49永山修一『隼人と古代日本』 あげておく。 教材の研究―』 七、二〇〇〇年。 『上代日本文學と中國文學 「日本書紀開闢神話生成論の背景」『上智大学国文学科紀要』一 九七八年)。 五一一、二〇〇六年。 神野志隆光 瀬間正之「アメツチノハジメ」『國文學―解釈と 『記紀万葉論叢』(塙書房、 「『日本書紀』「神代」冒頭部と『三五 上。 勝村哲也 上 所収の諸論考を参照されたい。 東野治之「古代人が読んだ ・編『日本古代史を学ぶた (塙書房、 一九九二年)。 「修文殿御覽天部 前掲註71小島憲 一九六二年)。 瀬間正

〇 七 光氏は、 史学会・ と六朝の類書」 \Diamond の漢文入門』 『書紀』全体ではなく、 編 池田昌広 『日本歴史』 日本中國學會・ (吉川弘文館、二〇〇六年)。 「『日本書紀』 七二三、二〇〇八年。 編 神代紀に限定した議論を展開され の潤色に利用された類書」 『日本中國學會報』 池田昌廣 など。 五十九、 『日本書紀』 なお神野志隆 日本歴 <u>-</u>

書紀』 用された類書」、 \mathcal{O} 前 教文化研究所紀要』一三、 九七三年。 して」日本仏教学会西部事務所・ 三百一香部の復元 て 以上の点については、 条文構成と六朝目録との關連性について」京都大學人文科學研究 九六一年。 掲註72勝村哲也 編 編 塚本博士頌壽記念會・編『佛教史學論集:塚本博士頌壽記念』 と六朝の類書」。 仏教大学歴史研究所· 『東方學報』三六、一九六四年。 『東方學報』六二、 平秀道 森鹿三「修文殿御覧について」京都大學人文科學研究 などを参照されたい 「仏教経典所引の讖緯書について」『龍谷大学仏 「修文殿御覽天部の復元」。 -森鹿三 森鹿三「亮阿闍梨兼意の 前掲註72池田昌広 一九七四年。 一九九〇年。 氏 編『鷹陵史学』三・四、 「修文殿御覧について」を手掛りと 編 『日本仏教学会年報』三八、 勝村哲也 前掲註72池田昌廣 勝村哲也「『修文殿御覧』 『日本書紀』 勝村哲也 「香要抄」 「修文殿御覧巻第 の潤色に利 九七七年。 「藝文類聚 につい 『日本

林』など仏教類書の利用も想定されていることを付記しておく。瀬なお『記・紀』が利用した類書については、『経律異相』『法苑珠

人間文化研究

15

二〇一一年

74

隼人— 究科 背景」『上智大学国文学科紀要』一八、二〇〇一年。 開闢神話生成論の背景」。 間正之 間学研究所・編『アリーナ』五、二〇〇八年。 教伝来記事と末法思想 (その1)」名古屋市立大学大学院人間文化研 前掲註72瀬間正之「アメツチノハジメ」。吉田一彦「『日本書紀』仏 しい古代史の会・編『王権と信仰の古代史』(吉川弘文館、二〇〇五 叢』(続群書類従完成会、 文集刊行会・編『太田善麿先生追悼論文集 安万侶日本書紀撰修参与説』をめぐって――」 恋』(勉誠社、 の存在と漢訳仏典――」古橋信孝・他編『古代文学講座4 一三六、二〇〇八年夏号。 (おうふう、一九九四年)。 八 病·仏神-天狗 と崇咎— 吉田一彦『古代仏教をよみなおす』(吉川弘文館、二〇〇六年)。 編 「漢訳仏典と古事記」『國文學―解釈と教材の研究―』三六 九九一 出典論との関わりから一 『人間文化研究』七、 一九九四年)。 『日本書紀』と経典・仏書」『東アジアの古代文化』 「仏神の心に祟れり」に至る言説史」中部大学国際 年。 『日本書紀』 瀬間正之「出生の神話-一九九九年)。 瀬間正之「古事記序文開闢神話生成 瀬間正之「『未経』『既経』— 瀬間正之『記紀の文字表現と漢訳仏典』 前掲註50拙稿 崇仏論争と『法苑珠林』 二〇〇七年。 前掲註72瀬間正之 など。 『日向神話』と南九州 古事記・日本書紀論 吉田一彦 北條勝貴 太田善麿先生追悼論 垂仁記・火中出産譚 北條勝貴 ――」あたら 「僧旻と彗 「日本書紀 --師説 『日本 人生と 論の 二、大

池田昌広「范曄『後漢書』の伝来と『日本書紀』」二松学舎大学21

学研究』三、二〇〇八年。世紀COEプログラム/日本漢文学研究編集委員会・編『日本漢文

84

- ¹⁶ 前掲註71小島憲之『上代日本文學と中國文學 上』。
- 一南九州の弥生文化一』) 一三九頁。 田中聡「隼人・熊襲と古代国家」(前掲註63『日向・薩摩・大隅の原像

85

- 18 前掲註52永山修一「隼人の登場」。
- 現代新書、二〇〇七年)、などを参照されたい。このことについては、例えば神野志隆光『複数の「古代」』(講談社
- れらの記事に簡単に触れられている。シに関する物語」(前掲同『日本古典の研究上』)二二一頁以下でもこ書店、一九七二年)一七一頁。なお津田左右吉氏は、「東国及びエミ書田左右吉「クマソ征討の物語」同『日本古典の研究 上』(岩波
- 集第二巻』(吉川弘文館、一九八八年)二八二頁。 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」同『古事記と日本書紀 坂本太郎著作
- (六〇四)春正月丙辰条および同秋七月甲辰条。 / 帝紀第二/高祖下/仁壽三年(六〇三)秋七月丁卯条、同四年三年(四七九)秋七月辛丑朔条および同八月丙子条と『隋書』卷二例えば、新編日本古典文学全集本の頭注を参照されたい。雄略紀二
- 書』卷一/帝紀第一/高祖上/開皇二年(五八二)六月丙申条。れたい。『続日本紀』巻四/和銅元年(七〇八)二月戊寅条と『隋稿本、および、新日本古典文学大系本『続日本紀』の注釈を参照さ名古屋市図書館(鶴舞中央図書館)蔵・河村秀根/益根『続紀集解』

- 所・編『アリーナ』五、二〇〇八年、を参照されたい。「『隋書』倭国伝の史料的性格について」中部大学国際人間学研究か」鷹陵史学会・編『鷹陵史学』三三、二〇〇七年。榎本淳一隋関係の諸史料については、池田昌広「『日本書紀』は「正史」
- 謎と聖徳太子』(平凡社、二〇一一年予定)、も参照されたい。の一例――「唐実録」の利用について」大山誠一・編『日本書紀の以上の点については、拙稿「『日本書紀』の文章表現における典拠
- 家と年中行事』(講談社学術文庫、二〇〇八年)、三〇頁。大日方克己「射礼・賭弓・弓場始――歩射の年中行事」同『古代国
- 四三、一九九七年、を参照されたい。――華夷秩序の構造と方位認識――』明治大学人文科学研究所紀要』――正のことについては、河内春人「日本古代における礼的秩序の成立
- これらの点については、いずれ別稿を用意したい。

88

- 窓前掲註72池田昌広「『日本書紀』の潤色に利用された類書」。
- ១ 前掲註4永山修一「隼人をめぐって――〈夷狄〉支配の構造」一

兀

- ១ 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」、二七頁
- 「唐実録」の利用について」。 前掲註85拙稿「『日本書紀』の文章表現における典拠の一例―

92

六頁。

- g 前掲註82津田左右吉「クマソ征討の物語」一七一 一七二頁
- 9 前掲註81坂本太郎「日本書紀と蝦夷」二八二 二八三頁。
- 例えば新編日本古典文学全集本の頭注を参照されたい。

隼人が夷狄であるかないかという点については、 ならないと指摘される前掲註4永山修一 支配の構造」を参照されたい。 「隼人をめぐって-時期差を認めねば 寅

97 『日本書紀』 巻第二 神代下 第十段 一書第二。

前掲註3泉谷康夫「海宮遊幸神話の成立について」七九頁

99 前掲註67小林敏男 「クマソ・ハヤト問題の再検討」二五頁

100 文がある 『北齊書』卷十二/列傳第四/孝昭六王/樂陵王百年、にもほぼ同

101 『晉書』 卷八十九 列傳第五十九 忠義 車濟

102 奥田尚『記紀の王者像』(松籟社、 一九九二年)、一七一頁。

103

岸俊男「古代の画期

雄略朝からの展望」

第 6

110

しての雄略朝 王権をめぐる戦い』(中央公論社、 一九八八年)。 稲荷山鉄剣銘付考」 同『日本古代文物の研究』(塙 一九八六年)。岸俊男「画期と 同編『日本の古代

104 雄略紀における漢籍に基づく潤色については、 例えば、 新編日本古

111

典文学全集本の頭注を参照されたい

105 前掲註55永山修一 前掲註67小林敏男 「古墳時代の『隼人』」 「クマソ・ハヤト問題の再検討」二四 - 二七頁

106 前 掲註67 小林敏男 「クマソ・ハヤト問題の再検討」二七頁

107 前 掲註52永山修一 「隼人の登場」三五頁

108 研 津田左右吉 究 下 (岩波書店、 「武烈紀から敏達紀までの書紀の記載 九七二年改版) 八六頁以下。 井上薫 同 『日本古典 『日本古

人間文化研究

15

二〇一一年

研究科・編『人間文化研究』七・九・一〇・一一・一三、二〇〇七 伝来したか」白石太一郎 代の政治と宗教』(吉川弘文館、一九六一年)。 伝来記事と末法思想(その一-五)」名古屋市立大学大学院人間文化 古代編Ⅰ』(新人物往来社、一九九〇年)。吉田一彦「『日本書紀』仏教 一〇年、 /吉村武彦・編『争点日本の歴史 川尻秋生「仏教は 第2巻

109 前掲註74北條勝貴「祟・病・ 言説史」、など。 註74北條勝貴 苑珠林』 「『日本書紀』と崇咎―「仏神の心に崇れり」に至る 前掲註74吉田一彦『古代仏教をよみなおす』。 仏神-『日本書紀』 崇仏論争と『法

山誠 九年)。 子 誠一『〈聖徳太子〉 大山誠一『長屋王家木簡と金石文』(吉川弘文館、 像』(角川ソフィア文庫、二〇〇五年)、など。 大山誠一・編『聖徳太子の真実』(平凡社、二〇〇三年)。 『聖徳太子と日本人― の誕生』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー、 -天皇制とともに生まれた〈聖徳太 一九九八年)。 一九九

熊谷公男『日本の歴史03 と飛鳥仏教』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー、二〇〇七年)。大津透 吉村武彦 『天皇の歴史01 『聖徳太子』(岩波新書、二〇〇二年)。 神話から歴史へ』 大王から天皇へ』(講談社、二〇〇〇年)。 (講談社、 二〇一〇年)、など。 曾根正人『聖徳太子

前掲註67小林敏男 「クマソ・ハヤト問題の再検討」二六頁。

前掲 注55永山修 「古墳時代の 『隼人』」。

谷川 士清 (小島憲之・解題) 『日本書紀通證 (臨川書店、 一九七八

114 113 112

二七

二八

年)、一一八〇 - 一一八一頁

九-七〇頁。 九-七〇頁。 が掲註20奥田尚『記紀の王者像』六四、六

117 116

前揭註 界形成 と地 道• 以上の点については、 後円墳研究会、 討 也 学雑誌』 島県神領10号墳の発掘調査とその意義―」日本考古学会・編 kumasohayato2.pdf)° ポジウム |墳研究会鹿児島大会事務局・ 院完成果報告書 |国 口 http://www.museum.kagoshima-u.ac.jp/staff/hashimoto-hp/genko/kofun 第 13 九 「古墳研究と熊襲・隼人」 ||域間関係の研究』(高知大学人文社会科学系、二〇一〇年)。 日 州 向灘ルート」 49永山修一 南限社会と国家―」 南部の首長墓系譜と首長墓以外の墓制」 九四 - 三、二〇一〇年。 回九州前方後円墳研究会鹿児島大会発表要旨集』 「熊襲・隼人の時代を語る」 二〇一〇年)。 年、 弥生・古墳時代における太平洋ルートの文物交流 『隼人と古代日本』 橋本達也「古墳築造南限域の前方後円墳 など。 清家章・編 橋本達也氏の諸論考も参照されたい。 橋本達也 鹿児島県歴史資料センター黎明館シン 考古学研究会・編 編『九州における首長墓系譜の再検 『科学研究費補助金 橋本達也 所収の諸論考を参照され 配布レジュメ(二〇〇九年一〇 「古墳築造周縁域における境 「古墳時代交流の豊後水 『考古学研究』 第13回九州前方後 (基盤研究B) (九州前方 橋本達 橋本達 一鹿児 『考古 五.七 たい

121

120 119

『日本史論叢』一二、一九八九年。田中聡「古代の南方世界――田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」日本史論叢会・編

118

中聡 古代国家」、 論 識 南島」 九 (二〇〇一年度日本史研究会大会に向けて)」。 九九年。 「蝦夷と隼人・ 律令国家形成期の自他認識 以前の琉球観」 など。 前 掲註53田中聡 南島の社会」。 歴史科学協議会・編 「夷人論 前掲註77田中聡 含 討論と反省〕」。 律令国家形成期の自他認 前掲註53田中聡 『歴史評論』五八六、 「隼人・熊襲と 前掲註 「夷人 53 \blacksquare

る。 域考古学研究の可能性 史物語2古代編 掲註45下山覚「考古学からみた隼人の生活 河内春人 前掲註53田中聡「蝦夷と隼人・南島の社会」二六九 - 二七〇頁。 諸 九回企画展示図録、 心として」古代學協會・編『古代文化』 日本史研究会・編『日本史研究』四七七、二〇〇二年、三〇頁。 『隼人』と律令制度』 · 山 覚 論考は、 〒 ·山覚君遺児育英基金発起人一同、 「古墳分布域外の漁撈具:指宿市橋牟礼川遺跡出土資料を中 指宿市教育委員会・編 「田中報告、特に『夷人』 下山覚君遺児育英基金事務局・ 二〇〇二年 薩摩の (指宿市考古博物館・時遊館COCCOはしむれ第 -南九州地域史の深化と災害考古学の展望 『隼人』と律令制度』以外のここにあげた ※文責は下山氏)、 『指宿歴史物語2古代編 的関係という概念をめぐって」 二〇〇九年)、 四四 - 七、 編 『下山覚君遺稿集 など。 「隼人」問題と展望 に再録されてい 一九九二年。 なお 薩摩の 地 前

望――」。 前掲註45下山覚「考古学からみた隼人の生活――「隼人」問題と展